

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用		
担当部局	総務省 情報流通行政局 放送政策課	電話番号: 03-5253-5381	e-mail: housei-seisaku@soumu.go.jp
評価実施時期	令和5年2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>現在、地上基幹放送(地上テレビジョン放送及び地上ラジオ放送)では、独自の創意工夫を踏まえた経営の柔軟化を促す観点から、地上基幹放送の業務を行う方法として、①他人の地上基幹放送局を用いることを前提に、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)の規定により地上基幹放送の業務の認定(法第93条)を受ける方法(ハード・ソフト分離型)と、②自ら地上基幹放送局を開設することを前提に、電波法(昭和25年法律第131号)の規定により特定地上基幹放送局(ハード・ソフト一致型の地上基幹放送局)の免許(同法第6条)を受ける方法(ハード・ソフト一致型)の2つの方法を設けており、地上基幹放送事業者はこの現行制度の枠組みの中で経営の効率化や設備構成の最適化を行っている。</p> <p>昨今、人口減少、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴スタイルの多様化によるテレビ離れ等により、放送を取り巻く環境が大きく変化しており、特に地方における地上基幹放送事業者の経営は年々厳しさを増しつつあるが、地上基幹放送は地域住民の生活にとって重要な基幹メディアであるため、地方において中長期的に地上基幹放送を維持する必要がある。そこで今回は、現行制度を維持することにより、中長期的に経営困難となる地上基幹放送事業者が生じる場合をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の人口減少、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴スタイルの多様化によるテレビ離れ等、放送を取り巻く環境が大きく変化しており、特に地方における地上基幹放送事業者の経営状況は年々厳しくなっている。 ・ 現在、地上基幹放送の業務を行う方法として、①他人の地上基幹放送局を用いることを前提に、法の規定により地上基幹放送の業務の認定(法第93条)を受ける方法(ハード・ソフト分離型)と、②自ら地上基幹放送局を開設することを前提に、電波法(昭和25年法律第131号)の規定により特定地上基幹放送局(ハード・ソフト一致型の地上基幹放送局)の免許(同法第6条)を受ける方法(ハード・ソフト一致型)の2つを設け、地上基幹放送の業務を行おうとする者がいずれかを選択することとしている。 ・ ハード・ソフト一致型の場合、放送を自身の放送対象地域内に送信することを目的とした多数の中継局の送信設備等を地上基幹放送事業者自らが原則保有・運用・維持管理することとなり、経費の効率化には限界があると考えられる。しかし、地上基幹放送の業務がハード・ソフト一致型により行われてきた歴史が非常に長いという過去からの経緯、災害時の対応等を考慮し、地上基幹放送の業務を行う際には、基本的には、ハード・ソフト一致型を選択する者のみであり、また、ハード・ソフト一致型の地上基幹放送事業者がハード・ソフト分離型へ移行した例はほとんどない。 <p>【規制の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定地上基幹放送事業者が、自らの地上基幹放送局を用いて地上基幹放送を行っている放送対象地域と同一の放送対象地域で、基幹放送局提供事業者の中継局(地上基幹放送局)を用いて地上基幹放送を行うことを可能とする。 ② その際、放送設備やその運用のための業務管理体制が総務省令で定める基準に適合したものであることについて総務大臣の事前確認を受けることを義務付ける。併せて、当該確認を受けることなく電気通信設備等を変更した場合の罰則規定を設ける。 ③ 中継局を利用させる基幹放送局提供事業者について地上基幹放送局の免許の可否を審査するため、申請書に提供先の特定地上基幹放送事業者の名称等を記載させることとする。 ④ 中継局の共同利用によりNHKが業務効率化を図る必要性が特に高い地域を総務大臣が指定し、NHKに対して中継局を提供する事業者はNHKの子会社に限定する。 		
規制の費用			
(遵守費用)	地上基幹放送事業者は、自らの放送局を用いて地上基幹放送を行っている放送対象地域と同一の放送対象地域において、他者の放送局も用いて地上基幹放送を行う場合には、事前に、放送設備やその運用のための業務管理体制が総務省令で定める基準に適合したものであることについて総務大臣の確認を受けることとなるが、放送設備の基準適合性がわかるものを記入させるに過ぎず、放送事業者に対して何らかの措置を講じることを新たに求めるものではないことから、新たに遵守費用が発生することが想定されるものの僅かである。		
(行政費用)	上記申請について、審査に際し運用次第では、追加費用が発生することも想定されるが、一点目については設備の技術基準適合性に関する要件審査を既に行っているため、完全に新しい業務が発生するものではなく追加的に審査を行うに過ぎず、二点目については頻繁に行われることが想定されたいことから、新たに行政費用が発生することが想定されるものの僅かである。		
規制の効果(便益)			
(直接的効果(便益))	ハード・ソフト一致型の方法において親局(最も中心的な放送局)を引き続き保持したまま、中継局(受け取った放送を中継する放送局)については他者の設備を用いること(ハード・ソフトの一部分離)が可能となる制度環境が整う。		
(副次的・波及的な影響)	本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。		
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、本規制緩和によって追加の遵守費用や行政費用が発生するものこれらは僅かであり、本規制は放送事業者の経営の選択肢を増やすものであるため、放送事業者の便益を増大させることが想定される。また、放送事業者が中長期的に事業を継続しやすくなることで放送番組等のコンテンツ制作へより注力できるようになることから、視聴者の便益も増大させることが想定される。以上を勘案し、本規制緩和は妥当であると言える。		

<p>その他関連事項</p>	<p>【事前評価の活用状況】 本規制緩和は、総務省において開催した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討結果を踏まえて実施するものである。 ・デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index.html</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標（費用・効果等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地上基幹放送事業者による中継局の共同利用に係る確認の申請者数 ・ 中継局の共同利用を実施する地上基幹放送事業者の数 ・ 指定地上基幹放送地域として指定した地域の数 ・ NHKが中継局の共同利用に参加した局数及び当該参加に係る必要経費
<p>備考</p>	